帝塚山中学校高等学校部活動の方針

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁策定)文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月文化庁策定)に則り、帝塚山中学校高等学校部活動の方針は、次のとおりとする。

1 部活動の目的

本校における部活動は、スポーツ、文化、科学等に興味・関心のある生徒が参加し、教員等の指導のもと、学校教育の一環として行うものであることを基本とし、生徒の心身の健全な発達や個性の伸長を図るとともに、共通の目的を持った集団の活動を通じて、生徒同士や生徒と教師等との相互理解や好ましい人間関係の構築を図ることを目的とする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、学校の設置者の「帝塚山学園部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、部活動の方針を学校のホームページに掲載し公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 生徒や教師の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の 長時間勤務の解消などの観点から円滑に部活動を実施できるよう図るものと する。
- イ 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、 教師の他の校務分掌などを勘案した上で、学校全体としての適切な指導、運 営及び管理に係る体制の構築を図るものとする。
- ウ 校長は、部活動の指導者(顧問、部活動指導者や外部指導者等)を対象として、部活動の意義のほか、適切な指導が行われるため必要な知識などについて研修を行うものとする。

- エ 校長は、毎月の活動計画の確認等により、各部の活動を把握し、生徒が安 全に部活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正 を行う。
- オ 校長及び部活動の指導者は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担 が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するものとする。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

学期中は、原則、週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が 十分な休養をとることができるよう配慮する。

(2)活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすることを基準とする。

※但し、合宿、強化練習、公式戦、演奏会、取材活動、現地見学などについてはこの限りでない。

4 安全管理・体罰等の根絶

- ア 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握 に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- イ 学園は、定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用 中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等に ついての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。
- ウ 高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなどし、熱中症などの事故防止に努める。
- エ「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。

以上